第２５号議案

八王子市災害り災者救護条例の一部を改正する条例設定について

八王子市災害り災者救護条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市災害り災者救護条例の一部を改正する条例

八王子市災害り災者救護条例（昭和４９年八王子市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（災害見舞金の支給） 第４条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用基準に達しない災害により住居又は身体に次の各号に掲げる被害を受けた市民に対し、当該各号に掲げる災害見舞金を支給する。 ⑴　全壊**又は全焼**　１世帯につき１０万円 ⑵　（略） ⑶　床上浸水（土砂の**堆積**等により一時的に使用できない状態となつたものを含む。）　１世帯につき２万円 ⑷　（略） **２　災害救助法の適用基準に達しない災害により市が所有する土地から土砂が流出した場合において、当該土砂により住居に次の各号に掲げる被害を受けた市民に対し、当該各号に掲げる災害見舞金を支給する。** **⑴　全壊　１世帯につき１００万円** **⑵　半壊　１世帯につき５０万円** **⑶　一部損壊であつて土砂の堆積により一**	（災害見舞金の支給） 第４条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用基準に達しない災害により住居又は身体に次の各号に掲げる被害を受けた市民に対し、当該各号に掲げる災害見舞金を支給する。 ⑴　全壊**、全焼又は流失**　１世帯につき１０万円 ⑵　（略） ⑶　床上浸水（土砂の**たい積**等により一時的に使用できない状態となつたものを含む。）　１世帯につき２万円 ⑷　（略）

時的に使用できない状態となつたもの　１世帯につき３０万円 **３　前項に規定する災害見舞金の支給を受ける市民に対しては、第１項第１号から第３号までに規定する災害見舞金は支給しない。** （災害復旧資金の融資あつ旋及び債務の保証等） 第１６条　（略） ２　前項の規定により資金の融資を受けた者の償還利率が、**市長が別に定める年利**を超える場合には、延滞の場合を除き、当該超える部分の利率に相当する利子を補助する。	（災害復旧資金の融資あつ旋及び債務の保証等） 第１６条　（略） ２　前項の規定により資金の融資を受けた者の償還利率が、**年利５．５パーセント**を超える場合には、延滞の場合を除き、当該超える部分の利率に相当する利子を補助する。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の八王子市災害り災者救護条例（以下「新条例」という。）第４条第２項及び第３項の規定は、平成２９年４月１日以後に生じた災害により被害を受けた市民に対する災害見舞金の支給について適用する。

３　この条例による改正前の八王子市災害り災者救護条例（以下「旧条例」という。）第４条第１号から第３号までの規定により災害見舞金の支給を受けた市民に対し、当該災害見舞金に係る災害につき、新条例第４条第２項の規定により支給する災害見舞金の額は、同項各号に規定する額から旧条例第４条第１号から第３号までの規定により支給した災害見舞金の額を差し引いた額とする。